

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
日吉ダム水質観測設備工事及び愛知用水水質観測設備工事に係る工事代金請求事件に関する訴訟代理人契約	契約職 副理事長 日置秀彦 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	令和3年5月14日	高田法律事務所 (東京都千代田区有楽町)	-	当該事業所が発注した水質観測設備工事に関し、機構が受注者に対し瑕疵に基づく修補を依頼したことに起因し、下請会社が受注者に対して、当該修補が新規の追加工事であるとして、相当する費用の負担を求める訴訟を提訴した。当該提訴を受けた受注者は、当該提訴が認められた場合、機構と受注者との間でも、追加工事の費用の対価を請求することが可能となると主張し、民事訴訟法に基づく訴訟告知を行ってきたものである。これらのことから機構は民事訴訟法に基づく補助参加人として法廷に立ち機構の立場を立証するため、弁護士への訴訟委任契約を締結し、訴訟に参加することとなった。委任にあたっては、機構の顧問弁護士として多くの経験を有し、かつ、機構の事業内容、事件の経過等に熟知している当該弁護士と随意契約を締結した。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,494,800	-	-
宿舍借上料	分任契約職 思川開発建設所長 竜澤宏昌 (栃木県鹿沼市口栗野)	令和3年5月24日	積水ハウス不動産東京(株) 宇都宮賃貸営業所 (栃木県宇都宮市元今泉)	4011001034379	宿舍貸上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,686,870	-	-
職員宿舍賃貸借	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 宮川省三 (埼玉県秩父市荒川久那)	令和3年5月25日	個人	-	宿舍貸上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で、機構に最も有利な物件を契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,104,000	-	-
淀川上流ダム群の統合管理に川上ダムを編入するためのシステム整備の委託について	分任契約職 関西・吉野川支社長 東出成記 (大阪府大阪市中央区)	令和3年5月17日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区大手前)	2000012100001	淀川上流ダム群の統合管理に川上ダムを編入するため、国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理所が所管する施設(システム)に必要な改修を行うものである。システムの改修にあたってはダム統合管理の特殊な専門技術を必要とすることから、近畿地方整備局と受委託契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	76,437,900	-	-
湖西地区建設発生土処分業務(その1)	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 田野弘明 (滋賀県大津市堅田)	令和3年5月17日	新旭土地改良区 (滋賀県高島市新旭町)	7700150031825	建設副産物(浚渫土)は、公共工事間での流用が原則であるが、浚渫工事の時期と受入時期の不一致等の理由から、公共工事間での利用が困難であるため、公的な機関へ提供することを前提に処分している。土地改良区が実施する農地再整備事業では、建設発生土(浚渫土)の受入を行っており、また事業の性質上、当該者以外との契約が困難であるため、本業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,933,300	-	-

湖西地区建設発生土処分業務（その2）	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 田野弘明 (滋賀県大津市堅田)	令和3年5月24日	鴨川流域土地改良区 (滋賀県高島市安曇川町下小川)	5700150031827	建設副産物(浚渫土)は、公共工事間での流用が原則であるが、浚渫工事の時期と受入時期の不一致等の理由から、公共工事間での利用が困難であるため、公的な機関へ提供することを前提に処分している。土地改良区が実施する農地再整備事業では、建設発生土(浚渫土)の受入を行っており、また事業の性質上、当該者以外との契約が困難であるため、本業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,361,600	-	-
筑後導水路上流部施設管理等委託業務	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 北村達也 (福岡県久留米市安武町武島)	令和3年5月21日	筑後川土地改良区 (福岡県久留米市三瀬町大字高三瀬)	9700150060095	当該土地改良区は、①長年の国営級・県営級及びほ場末端までの水路管理によって培われた豊富な知見や十分な技術力を有していること、②地区内の農地の利用状況や作付け・生育状況を詳細に把握しており、配水連絡委員会を組織し、情報連絡会の開催を行うとともに、地区内の用水系統毎に配水操作員を配置し、きめ細やかな操作体制や緊密な連絡体制を構築して受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑にできること、③特に、近年顕著となった、地球温暖化による稲の高温障害対策(遅植え)による、代掻き・田植え期の用水の集中化等に対する取水量調整を公平かつ効果的に配水調整が実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	23,485,000	-	-